

平成 28 年 8 月 22 日

NPO 法人 日本口腔科学会
評議員 各位

NPO 法人日本口腔科学会
理事長 丹沢秀樹
生涯教育制度評価認定委員会
委員長 喜久田利弘

認定医制度規則暫定措置による現評議員の 認定医、指導医、研修施設の本年度申請締め切り日延長のお知らせ

NPO 法人日本口腔科学会では現在、本学会認定医制度暫定措置による認定医、指導医と研修施設の本年度の申請を受け付けております。評議員は暫定措置第 1 条および第 3 条(1)により、施行日より 5 年間は認定医試験および口頭試問形式の面接は免除されます。現評議員に限っては、認定医と指導医の書類審査を同時に行います。また、本学会研修施設の申請と書類審査も規則第 10 条により開始致します。

現在、多くの評議員から申請書の作成において、提出が遅れる可能性があるとの連絡が入っております。

よって下記に示しますように申請締め切り日を、**9 月 30 日に延長**いたします。期日までの御申請厳守をよろしくお願いいたします。尚、この期日以降の申請の場合は次年度の審査となります。

評議員でない一般会員の暫定措置による認定医申請は下記のとおりです。申請される現評議員の所属機関に受験資格に該当する会員が在籍している場合は、早めの申請の御準備をお勧めいただきたくお願い申し上げます。この場合の審査は、4 月総会時に申請書類の確認と面接審査がございます。認定医制度規則と申請書類はホームページ上の「認定医制度」に掲載しています。

認定医制度ホームページ <http://stomatol.umin.jp/nintei/index.html>

以下に認定医申請についての今後の予定を記載します。

暫定措置の認定医・指導医・研修施設の認定（現評議員）

- | | |
|----------|---------------------------|
| 9 月 30 日 | 認定医、指導医、研修施設申請書類の提出期限 |
| 10 月 末 | 書類審査 |
| 11 月 中旬 | 理事会で認定医、指導医と研修施設の認定。認定書送付 |

暫定措置の認定医の認定（一般会員）

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| 一般会員の認定医申請受付は、各研修施設の指導医決定後に開始します | |
| 12 月 31 日 | 一般会員の認定医申請書類の提出期限 |
| 2 月 末 | 申請者書類審査 |
| 3 月 中旬 | 理事会で認定医面接試験有資格者報告 |
| 4 月 総会時 | 認定医面接試験予定 |